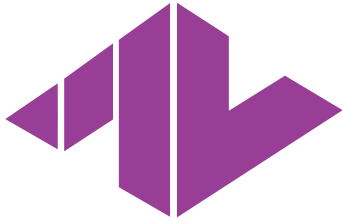


# 都留

# 市議会だより



第137号 平成17年11月1日発行

都留市議会事務局

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

〒402-8501 ☎(43)1111

URL : <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>

E-mail : [gikai@city.tsuru.lg.jp](mailto:gikai@city.tsuru.lg.jp)



(第3回 やまなしボランティアフェスティバル)

## 七月臨時会会期日程

7月21日 本会議

(閉会)

◎ 会議録署名議員の指名

◎ 会期の決定

◎ 市長あいさつ

◎ 農業委員の推薦の件

(閉会)

## 九月定例会会期日程

9月2日 本会議

(閉会)

◎ 会議録署名議員の指名

◎ 会期の決定

◎ 提出議案の市長説明並びに

所信表明

◎ 議案審議

◎ 議案の委員会付託

9月8日 本会議

◎ 一般質問

9月12日 総務常任委員会

社会常任委員会

9月13日 経済建設常任委員会

9月14日 決算特別委員会

9月15日 決算特別委員会

9月16日 決算特別委員会

9月21日 本会議

◎ 委員長報告

◎ 議案審議

(閉会)

# 平成十七年七月臨時議会

七月臨時会は、七月二十一日招集され、議会推薦の農業委員の推薦が行われ、同日閉会しました。

# 平成十七年九月定例会

九月定例会は、九月二日招集され、会期を同月二十一日までの二十日間と定め開かれました。

この定例会では、市長の提出議案として、条例制定案二件、条例改正案十三件、平成十七年度補正予算案五件、承認一件、その他の案件一件、平成十六年度一般会計・特別会計決算、水道事業会計決算及び病院事業会計決算の認定案三件が提出され、慎重な審議の結果、それぞれ原案通り可決・承認・認定されました。

## 市長の所信表明



小林 義光 市長

さて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本日、平成十七年九月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご出席まことにご苦勞様でございます。

開会にあたり、提出をいたしました案件について、その概要を申し上げると共に、併

へも先行き不透明感が漂う状況となっております。

また、日本の総人口は当初二〇〇七年から減少し始めると予想されておりましたが、厚生労働省から八月二十三日に発表されました、人口動態統計の速報によりますと、今年一月から六月までの上半期で、出生数を死亡数が三万一千人上回り、仮に下半期もこの傾向が続けば、予想より二年も早く「人口減少時代」に突入することが、明らかにになり、それに伴い、経済規模が次第に縮小していくことが懸念されております。

さらに、日本の財政は先進国では最悪の状態にあり、財務省の推計によりますと本年度末には、国と地方の借金である公債残高（長期債務）が、七百七十四兆円まで拡大し、対国内総生産（GDP）比は、一五・一％に達することになり、これは巨大な軍事費を国債で賄った太平洋戦争当時の水準にまで悪化していることを示しております。

この危機的な財政の立て直しを図るには、民間主導による経済政策に転換すると共に、地方分権改革や国と地方の行財政改革を一体的に進める三位一体改革を推進するこ

とが、必要不可欠であります。

また、二〇〇七年から退職し始める団塊の世代が、年金受給年齢に達する二〇一二年までに、政府の債務に絡む歳入・歳出を除いたプライマリーバランス（基礎的財政収支）を均衡させ、財政再建の目処を立てなければ、現在、年一兆円規模で増え続けている社会保障費のさらなる急増などにより、我が国の財政は收拾不可能な事態に陥ることが予想されております。

政治の混乱で構造改革を失速させてはならず、各政党や各候補者は郵政民営化のみならず、社会保障や財政、税制や景気等、山積する諸課題について、具体的なマニフェスト（政権公約）を示すことにより、その改革の姿と実現への道筋を明確にし、国民の審判を仰ぐよう期待するものであります。

### 長期総合計画について

現在、わが国は、少子・高齢社会の到来、グローバル化やIT革命の進展、さらに、環境問題や経済成長の鈍化等により、人類史的ともいえる変革の時代を迎えております。

このような中、これからの地域経営の基本となるのは、今を分かち合う人と人、また、人と自然との共生を可能にする視点、さらに、世代を超えた持続的な繋がりを、可能にする視点を常に意識しながら、個性的で魅力的な地域社会を創造することにあると考えております。

本市では、「個性輝く創造社会」、「持続可能な定常社会」、「互恵・共生社会」を、三つの目指すべき地域社会像として掲げ、これを具現化するための指針として、平成十八年度から十年間の基本方針となる「第五次長期総合計画」の策定作業を進めております。

これまで、市内の十六歳以上の市民二千人を対象とした「市民意識調査」、インターネットを利用した「市民千人まちづくり会議」、さらに、市内七地区で開催した「未来を拓く都留まちづくり会議」などを通じ、多くの市民の皆様から貴重なご意見やご提言が寄せられたところであります。

これらに基づき、五月に設置いたしました公募委員を含む市民・学生三十名からなる「都留市まちづくり会議」に

において、熱心なご議論を重ねていただき、去る七月二十六日に本市の目指すべきまちづくりの方向性についてのご提言をいただきました。

現在、この提言に基づき、庁内に設置しております長期総合計画策定本部において、基本構想の素案づくりを進めておりますが、今後、九月九日に、条例で定める関係行政機関の職員及び学識経験者など三十名の委員で構成する都留市長期総合計画審議会を設置して、基本構想並びに基本計画の審議を開始し、パブリック・コメントや、シンポジウムの開催を経て、十一月中には同審議会から基本構想部分の答申をいただき、十二月定例市議会に上程できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

今後、あらゆるチャネルを活用し、市民と職員の手づくりによる地域に根差した、地域の特徴を活かしたスマート・グロース(賢い成長)による、スマートシティ(賢い都市)の実現に向けた、第五次長期総合計画の策定作業を進めてまいりたいと考えております。



### 指定管理者制度の導入に 関する取り組みについて

平成十五年九月、地方自治法の一部改正により、民間の活力やノウハウを活用し、利用者サービスの向上及び経費の節減などを実現するため、本制度が導入されました。

これにより、従来、公の施設の管理運営については、公共性の観点から、公共団体、公共的団体、公共団体の出資法人に限られていたものが、株式会社やNPO法人など、民間事業者等を含め議会の議決によって、地方公共団体が指定するものに任せることが可能になりました。

これまで、本市では平成十六年四月、指定管理者に公の施設の管理を行なわせる手続きについて、必要な事項を定めるため、「都留市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」を施行し、都留市グリーンロτζジ、都留市宝緑地広場コテージ、また、戸沢の森和みの里和風コテージの一部を、都留市観光振興公社に、管理委託するなどの取り組みを進めてまいりました。

さらに、本年六月には、「都留市指定管理者制度導入にか

かわる指針」を策定し、本市で所有しているすべての公の施設について、施設ごとに、行政としての関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、また、存続する場合には管理主体をどうするかなどについて、民間事業者等を指定管理者とする場合との比較等も含め、検証を行うこととし、七月には庁内ヒアリングを実施するなど、全庁的に調査・検討を重ねてまいりました。

さらに、去る八月五日には、外部の委員で構成する「都留市行政改革推進委員会」を設置し、ご審議をいただいたところであります。

この結果、百二十九の公の施設の内、すでに移行済み四施設を除く百二十五施設については、平成十八年九月までに、指定管理者制度へ移行する施設が十八、引き続き検討を重ね条件が整い次第、指定管理者制度へ移行する施設を八十五と決定いたしました。

なお、廃止する施設を八、指定管理者制度を導入しない施設を十四とする方針も併せて決定したところであります。

これを受け、今議会に平成十八年九月までに指定管理者制度に移行する十八施設の

内、八施設と条例がとこのい次第、指定管理者制度に移行する八十五施設の内、三施設の条例制定案並びに条例改正案、また、廃止する八施設の条例改正案を提案させていただいております。

### 市民参加型ミニ市場 公募債について

石炭や石油などに代表される化石燃料の消費等による温室効果ガスの排出に伴う地球温暖化問題は、世界各国の産業や生態系に、様々な影響を及ぼすと考えられ、近年大きな社会問題となっておりま

す。このような環境問題に対応するため、本市では、平成十一年四月に「都留市環境保全行動計画」、平成十三年三月には「都留市地球温暖化対策実行計画」を策定し、電気使用量の削減や低公害車の導入などの諸施策を推進してまいりました。

さらに、平成十五年二月には、「都留市地域新エネルギービジョン」を策定し、地域に眠る新エネルギーを掘り起こし、計画的に導入していくことで、地球温暖化問題などの解決と合わせた持続可能なまちづくりを推進しているところ

であります。

なお、この「都留市地域新エネルギービジョン」の重点プロジェクトのひとつであります「公共施設での先導的活用プロジェクト」として、現在、市庁舎の前庭を流れる家中川に、直径六メートルの木製下掛け水車による、家中川小水力市民発電所の建設工事を実施しており、これにより年間最大約十万八千キロワットアワーを発電し、約百七十万円の市庁舎の電気料を削減できる見込みとなっております。

市民の皆様には工事期間中、大変ご迷惑をお掛けしておりますが、現在、水車取り付け部の水路建設工事を行っており、水車及び発電設備の設置工事、各種調整試験の後、十月末の完成・稼動を目指し、事業を進めているところであります。

この家中川小水力市民発電所建設事業の財源には、新エネルギー・産業技術総合開発機構からの中小水力発電開発費補助金以外に、市民参加型ミニ市場公募債による資金を予定しております。

今回、山梨県内では初めての発行となる本市の市場公

募債は、市の実施する事業の資金として発行する「債券」を購入していただくことにより、市民の皆様は、地域づくりへの積極的な参加を促すことを目的としており、群馬県が平成十三年度に発行した「愛県債」を皮きりに、平成十六年度末までに、延べ二百七団体、七千六百三億七千六百九十万円の発行実績があり、大きな広がりを見せております。

本市におきましては、地方債の個人消化、市債の公募化を通じた資金調達手法の多様化、市民の行政への参加意識の高揚というミニ公募債の趣旨を踏まえ、市民に理解されやすく、積極的な行政参加を求めるのに相応しい、起債対象事業として家中川小水力市民発電所建設事業を選定し、市民参加型ミニ市場公募債を発行することといたしました。

このミニ市場公募債は、発行予定額一千五百四十万円で、十月末日の工事完成に合わせ、市民の皆様を対象に購入の申し込みを受け付け、平成十八年一月の販売を予定しております。

なお、利率につきましては、販売直近の五年利付き国債の利率に〇・一％上乘せすることとし、他の金融商品に比べ有利なものとなっております。この度の発電所建設は、単なる新エネルギー機器類の導入推進に止まらず、市民自らが地球環境問題や新エネルギーへの関心をもち、自然と共生するまちづくりの実践に繋がるものと考えております。

このミニ市場公募債は、緑と水に恵まれた本市の自然に感謝すると共に、私達を育んでくれた母なる大地、地球に恩返しするため、自然や限りある資源を活用し、「地球温暖化対策」に取り組み、心豊かで美しく持続可能な地域を実現することを目的にしてい

## 都留文科大について

懸案でありました社会学科の再編拡充につきまして、去る七月十三日の教授会において、社会学科を「環境・コミュニティ創造専攻」と「現代社会専攻」の二専攻に再編し、学科の定員を百五十名とする事が確認され、学内に社会学科新専攻の準備室を設置することとなりました。

今後は、この準備室において二専攻の詳細なカリキュラムや教員選考などを行い、平成十九年度開設を目的に準備を進めることといたしました。

また、本学の受験生確保の一環として、七月二十三日に実施いたしました「オープンキャンパス」には、昨年度の参加者を二百三十四名上回る過去最多の九百四十八名の高校生、教職員、保護者の皆様に参加していただきました。

この要因といたしましては、本学が全国規模で実施しております高校訪問や出前講座などによるPRが効果を上げており、今後、高校訪問などきめ細かい受験生確保に向け、様々な対応を図ってま

いりたいと考えております。また、公立大学の使命の一つである地域貢献の観点から実施いたしております「現職教員教育講座」につきまして、七月二十七日、二十八日、二十九日の三日間に渡り実施いたしましたところ、毎日百五十名を越す教員が受講いたしました。

この講座は、現職教員の夏休み期間中における有効な研修機会の場として評価され、今日の教育課題に定める講座として需要が高まっており、来年度以降もさらに充実した講座となるよう取り組みを強化してまいりたいと考えております。

続いて、都留文科大学の平成十八年度の授業料についてであります。国立大学においては既に、平成十七年度より増額改定されているところであります。本学では現在の社会経済情勢などを考慮する中、学内においてさらなる経営改善に努めることを確認し、従前の授業料五十二万八千円に据え置くことに決定いたしました。

これにより、国公私立大学の中で最も安い授業料となり、受験生確保の一助になるものと考えているところであり、最後に、私事で恐縮ですが、この機会をお借りいたしまして私の進退について触れさせていただきます。これまで、二期八年の在任期間中、時代の潮流を見据え、将来を展望しながら地方分権時代に的確に対応した、簡素で効率的・効果的な行政経営に努めると共に、市民と行政がそれぞれの責任を果たしつつ、パートナーシップによる協働型のまちづくり「市民自治つる21」の実現に向け、渾身の努力を重ねてまいりました。

そのような中、市内の多くの団体や市民の皆様から、引き続き市政を担当し、地方分権時代にふさわしい個性的で自立的な連帯感あふれる住むことに矜持と愛情の持てる凛とした地域社会の実現に向け、さらなる努力をするよう強い要請をいただいたところであり、

最後に、私事で恐縮ですが、この機会をお借りいたしまして私の進退について触れさせていただきます。これまで、二期八年の在任期間中、時代の潮流を見据え、将来を展望しながら地方分権時代に的確に対応した、簡素で効率的・効果的な行政経営に努めると共に、市民と行政がそれぞれの責任を果たしつつ、パートナーシップによる協働型のまちづくり「市民自治つる21」の実現に向け、渾身の努力を重ねてまいりました。



(10月13日現在建設中の家中川小水力市民発電所)



人類史的ともいえる社会  
 経済・政治状況の劇的な変化  
 の中、地方自治体は、危急存  
 亡の秋を向かえており、この  
 時期の市政の舵取りは、あま  
 りにも「任重くして道険し  
 く」と思われ、熟慮に熟慮を  
 重ねてまいりましたが、この  
 土地に生まれ、暮らし、働き、  
 子供を育て、やがてこの土地  
 の土に環る人間として、この  
 地域や人々そして、その将  
 来への思いはさらに強く大き  
 なものとなり、幸い健康にも  
 恵まれておりますので、この  
 度、浅学非才の身をかえりみ  
 ず、次期市長選に立候補する  
 ことを決意いたしました。

今後、地域の振興や住民福  
 祉の向上のため、山積する諸  
 課題に勇気と実践力を持って  
 挑戦してまいりますので、議  
 員各位には格別のご指導とご  
 協力を賜りますようお願い申  
 し上げますと共に、市民の皆  
 様にもなお一層のご理解とご  
 協力をいただきますようお願い  
 いたします。



## 9 月 定 例 会 議 案 議 決 結 果

### 市長提出

承第 1 1 号	専決処分の承認を求める件（平成 1 7 年度山梨県都留市一般会計補正予算（第 2 号））	9 月 2 日	承 認
議第 5 2 号	勝山城跡学術調査会条例制定の件	9 月 2 1 日	可 決
議第 5 3 号	都留市都留戸沢の森和みの里条例制定の件	9 月 2 1 日	可 決
議第 5 4 号	都留市文化ホール条例改正の件	9 月 2 1 日	可 決
議第 5 5 号	都留市市民活動推進条例中改正の件	9 月 2 1 日	可 決
議第 5 6 号	都留市博物館条例改正の件	9 月 2 1 日	可 決
議第 5 7 号	都留市老人福祉センター条例改正の件	9 月 2 1 日	可 決
議第 5 8 号	都留市在宅老人デイサービスセンター条例中改正の件	9 月 2 1 日	可 決
議第 5 9 号	都留市在宅老人デイサービスセンター条例改正の件	9 月 2 1 日	可 決
議第 6 0 号	都留市農村地域工業導入特別対策事業に係る施設及び管理条例改正の件	9 月 2 1 日	可 決
議第 6 1 号	都留市農村公園条例改正の件	9 月 2 1 日	可 決
議第 6 2 号	都留市鹿留緑地広場設置条例改正の件	9 月 2 1 日	可 決
議第 6 3 号	都留市営住宅条例中改正の件	9 月 2 1 日	可 決
議第 6 4 号	都留市水防協議会条例及び都留市消防団員等公務災害補償条例中改正の件	9 月 2 1 日	可 決
議第 6 5 号	都留市火災予防条例中改正の件	9 月 2 1 日	可 決
議第 6 6 号	都留市病院事業諸収入条例中改正の件	9 月 2 1 日	可 決
議第 6 7 号	市川三郷町及び甲州市の設置等に伴う山梨県市町村総合事務組合規約中変更の件	9 月 2 1 日	可 決
議第 6 8 号	平成 1 7 年度山梨県都留市一般会計補正予算（第 3 号）	9 月 2 1 日	可 決
議第 6 9 号	平成 1 7 年度山梨県都留市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	9 月 2 1 日	可 決
議第 7 0 号	平成 1 7 年度山梨県都留市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	9 月 2 1 日	可 決
議第 7 1 号	平成 1 7 年度都留市水道事業会計補正予算（第 1 号）	9 月 2 1 日	可 決
議第 7 2 号	平成 1 7 年度都留市病院事業会計補正予算（第 1 号）	9 月 2 1 日	可 決
認第 1 号	平成 1 6 年度山梨県都留市各会計歳入歳出決算認定の件	9 月 2 1 日	認 定
認第 2 号	平成 1 6 年度都留市水道事業会計決算認定の件	9 月 2 1 日	認 定
認第 3 号	平成 1 6 年度都留市病院事業会計決算認定の件	9 月 2 1 日	認 定

# 一般質問

九月八日の本会議において、六名の議員が一般質問を行いました。

## 小侯 義之議員

- ▼小林市政の継続について
- ▼介護保険と介護予防について
- ▼都留市立病院の運営について

## 小林市政の継続について

**問** 小林義光市長の任期満了が目前に迫りましたので、次期市長三選に向けて、都留市政に対する取り組み等の基本姿勢について、お聞きがたいものであります。

市長におきましては、平成九年十二月に就任して以来、早、二期八年が経過しようとしております。今定例議会が二期目最後の議会となりました。

現在の複雑多様化する地域社会において、地方自治体の果たすべき役割は益々増大し、高度化しており、都留市の将来をしっかりと見据えると共にリーダーシップを持った市政の舵取りが市長に求められております。

本議会の初日の市長の所信表明で、市長職三期十二年に向け継続したい旨の強い意思表明をお聞きし、私も大いに期待するものであります。

また、幅広い多くの個人や諸団体の支援者の方々から、次期市長職の続行要請を強力に受けていると聞き及んでいくところではありますが、これは、市長のこれまでに取り組んできた政治姿勢や数々の業績が高く評価されたからであると同時に、その功績は市民にとりまして、大きな財産となつて継承されるものと考えられるものであります。

さて、近年、国、地方を問わず大変厳しい社会経済状況にある中で、国では三位一体改革、更には、行財政改革等、抜本的改革を推進すると共に、地方に「自立性」をもたらした分権社会の構築を提唱してきております。

市長は、市民一人ひとりが主役のまちづくり「市民自治21」を立ち上げ「個性輝く創造社会」、「持続可能な定常社会」、「互恵・共生社会」という三つの地域将来像を目指して、「グリーンアクション」等五つの行動計画を策定、実施し、また、全国的に

もいち早く「男女共同参画基本条例」の制定、「男女共同参画都市宣言」を行い、更には、「市民活動の推進」、「働きのまちづくり推進」、「市民活動団体の育成」、「特色ある地域づくり助成」等、これまでに多くの諸事業を展開してまいりました。その結果、効果が着々と実現化してきております。

そのような状況下で、本市は、今年三月三十一日までの合併特例法の法定期限までに近隣町村の合併同意が得られず、当面は、単独行政を歩んで行くことになった訳であります。

厳しい財政状況が続く中で、国からの交付金が減額される等、本市の財政運営は、大変厳しいものになる事は否定できない事実であります。とは言いましても、空腹の子どもを放置しておく事はできません。何とかして空腹を満たしてやろうとするのが親の心情であります。財政難を理由に、地域振興の施策を停滞させては本市の発展はありません。

地方（本市）の「自立性」「主体性」を確立する上でも先ず、必要最小限の経常的自主財源の確保が必要であると

思います。市長は、この点どのように考えますか、ご意見を伺います。

また、市長は、これまで健全財政に力を注いでおりますが、行財政改革大綱や長期総合計画を実施していく中で、どのような観点にたつて経費削減をされているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

最後に都留市の将来像を描くなかで、どのようなポリシーを持つて、市政の舵取りをしていくのか、お答えいただきたいと思っております。



議員おたずねの、厳しい財政状況の中での、自主財源の確保、また、行財政改革大綱や長期総合計画を実施していく中で、どのような観点にたつて経費削減を実行していくのかについてであります。が、人類史的とも言える劇的な変化の中、地方行政を巡る状況は、我が国の地方行政制度が確立して以来、最大の転機を迎えております。

本市におきましても、一段と厳しい行財政経営を余儀なくされると予想されますので、徹底した行財政改革を推進し、コストの削減と効率化に努めると共に、職員一人ひとりの法務能力、政策形成能力、財務経営能力・実践力を高め、柔軟で質の高い小さな組織を整え、多様化、高度化・複雑化する住民ニーズに對して、透明性の高い的確な選択と集中を断行できうるような、財政的にも政策的にも自立した、地域の総合行政主体の構築を目指し、全力をあげて取り組んでまいりたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、自主財源の乏しい本市といたしましては、限られた資源を積極的にかつ効果的に活用し、財源を確保するための取り組みは喫緊の課題であります。

そのため、広報、市ホームページ、封筒など、市が作成する印刷物等に有料広告の掲載を行うため、本年五月、「都留市有料広告掲載に関する要綱」を定め、「広報つる」並びに「ホームページ」に有料広告の掲載を開始するなど、小さな一歩を踏み出したところであり、今後共、創意工夫を凝らした自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、持続可能で健全な行財政経営の確立は、単に、経費を削減するだけで実現出来るものではなく、債務削減に

よる金利負担の軽減等の財務リストラ、また、不用資産の売却などの資産リストラ、さらに、「参加・学習・体験都市つる」を中核とする交流産業の創出、中央自動車道都留インターチェンジのフルインター化に伴う企業誘致、21人企業育成プロジェクトによる地場産業の育成、SOHOやコミュニティビジネスの支援等を推進するため、地域インフラを整備し、それを最大限に活用し、地域経済の振興や雇用の拡大を図り、地域全体を活性化することにより、

市税の確保などに繋げる、四つの視点からの行財政経営に努めてまいります。

さらに、地方分権の理念である「自己決定・自己責任」のもと、限られた財源と人的資源を有効に活用し、市民満足度の高い行財政経営に取り組んでいくためには、地域社会のニーズを的確に把握し、事務事業の評価と選択を行い、真に必要とされる事務事業について市民と協働で、効果的かつ、効果的に実施するための行財政システムの確立が不可欠であります。

そのため、平成十四年十二月に「第三次都留市行財政改革大綱」、平成十五年二月

に、「第三次都留市行財政改革実施計画」を、それぞれ策定し「協働」、「自立」、「効率」の三つの視点に基づき、百二十二の推進項目を定め、現在、全力をあげて取り組んでいるところであります。

本年度、さらに、第三次都留市行財政改革大綱並びに実施計画に基づき、平成十七年度を起点とし、概ね二十一年度までの具体的な取組みを数値目標化し、市民にわかりやすく明示する「第三次都留市行財政改革集中改革プラン」の策定を進めているところであります。

最後に、都留市の将来像を描く中で、どのようなポリシーを持つて、市政の舵取りをしていくのかのおたずねですが、現在、わが国は、少子・高齢社会の到来、グローバル化やIT革命の進展、さらに、環境問題や経済成長の鈍化等により、人類史上のともいえる変革の時代を迎えております。

このような中、これからの地域経営の基本となるのは、今を分かち合う人と人、また、人と自然との共生を可能にする視点、さらに、世代を超えた持続的な繋がりを、可能にする視点を常に意識しな

がら、個性的で魅力的な地域社会を創造することにあると考えております。

それらを実現するため、平成十八年度から十年間の基本方針となる「第五次長期総合計画」の策定作業を、市民と職員の手づくりにより進めております。

現在、都留市まちづくり会議の提言に基づき、庁内に設置しております長期総合計画策定本部において、基本構想の素案づくりを進めておりますが、この中で、本市の将来像を、環境保全や健全な財政を堅持した節度ある発展「スマート・グロース」を通じて、「個性輝く創造社会」、「持続可能な定常社会」、「互恵・共生社会」の三つの目指すべき地域社会像を具現化したまち「スマート・シティ都留」とし、七つの取り組みべき方向を盛り込んでおります。

九月九日には、基本構想並びに基本計画の審議のため、議会にも参画をお願いし、条例で定める都留市長期総合計画審議会を設置し、パブリック・コメントや、シンポジウムの開催を経て、基本構想を、十二月議会に上程することとなります。

いづれにいたしましても、

「学び、発見、実践、みんなで創るスマートシティ都留」をテーマにした、まちづくりの牽引役として全身全霊で取り組みんでいくことが、私の使命だと考えております。

### 介護保険と介護予防について

近年、高齢化社会が急速に進展している状況下において、認知症や身体的障害をもつ高齢者は、年々、増えてきている傾向にあります。

介護保険制度は、そのような方々にとつて、必要不可欠な制度であり、更に充実したくはならない制度であると考えてます。

ところで、介護保険法では、「障害を持つお年寄りは、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を受けられる」とされており、依頼を受けたケアマネージャーは、利用者個人の状況把握を的確に行い、介護サービス計画（ケアプラン）を立て、そして、自立に向けて支援がスタートすることになります。

しかし、先般、「居宅介護サービスに従事するヘルパーの活動について」をテーマ

にしたテレビの特集番組の中で、ヘルパーは、逸脱して業務を遂行しているとの報道がありました。

それによりますと、ヘルパーの業務は、受給者のみの身の回りや身体介護等を行うことになっており、また、受給者本人ができる事は極力、自身でするよう指導すると共に、自立を促すことが本来の介護保険制度の本旨であるとのことでありました。

しかし、現実には、受給者の家族の世話まで行わせるといったケースが日常的に行われており、ヘルパーとしての業務を越え、家政婦と同様の仕事をしているとの指摘がありました。

当然、サービス供給業者は、経営面からして、利用者の確保に努めなければなりません。都留市では、過剰サービスはなされていないと思いますが、いかがでしょうか。おたずねいたします。

また、介護保険で受ける介護サービスの充実を図ることとは、当然のことです。が、その前段階での介護予防に力を注ぐことが大切であります。

市として、介護予防事業として、どのような取り組みを

しているかお聞かせください。また、介護予防事業で実際に、どのような効果、成果があがっているのかおたずねいたします。



急激な高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者が急速に増大する一方で、介護する人の高齢化や核家族化が進む中、介護を社会全体で支える制度として平成十二年度にスタートした介護保険制度は今年で六年目を迎えております。

本市においては、第二期介護保険事業計画に基づき、要介護高齢者の自立支援を基本理念に、元気で長生き、介護予防の重視、在宅介護支援、人格の尊重の四点を柱に介護保険制度の推進をいたしております。

ご質問の、サービス供給業者等の過剰サービスについてであります。

介護保険のサービスを利用する場合には、議員ご指摘のとおり介護サービス計画、いわゆるケアプランを作成し、その計画に沿って介護サービスの提供を受けることとなります。ケアプランの作成につきましては、まずケアマネージャーによるケアアクセスメントと呼ばれる作業が実施され

ますが、これは、利用者が抱えている解決しなければならぬ生活課題を明らかにし、支援方針と支援計画を明確化するもので、この時点において利用者は必要としているサービスの内容について確認することができません。

さらにサービス提供後は、サービス提供が適正になされたかを利用者から確認するモニタリングという作業や、サービスを提供した担当者から事情を聞き、利用者からの過剰サービスなどの要求がなかったかどうかを確認する担当者会議などが行われ、不適切なサービス提供がなされないような体制がとられております。

また、山梨県国民健康保険団体連合会から提供される「居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表」や「重複請求縦覧チェック一覧表」などにより検査を行い、過剰サービスの提供がなされないよう確認を行っているところであります。

おたずねの過剰サービスにつきまして、現時点においては、利用者及びサービス提供事業者からの苦情は、寄せられておりませんが、今後も介護保険制度の理念に沿った、

有効かつ、適切な介護サービスが提供されますよう注意を払ってまいりたいと考えております。

次に、介護予防事業としての都留市の取り組みと、その効果、成果についてであります。

市では、健康で生きがいのある市民の暮らしの実現に向けて策定した「ウエルネス・アクション」つる健康のまち行動計画に基づき、壮年期からの健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導など、介護予防に結びつく各種健康事業を実施すると共に、都留市社会福祉協議会と連携し、ふれあい・いきいきサロン、リハビリサロン、「芭蕉月待ちの湯」を利用した「はつらつ湯友健康講座」、高齢者グループが行う自主活動への支援、老人クラブを対象にした体力測定会、虚弱老人へのミニデ

イサービスなど高齢者に対する介護予防事業を実施しております。

中でも、各地区で実施しております、ふれあい・いきいきサロンにおいては、高齢者の「廃用症候群」「変形性膝関節症」「腰痛症」などの慢性疾患を予防するための運動指導や生活指導を実施すると

共に、認知症の予防や脳血管疾患についての健康教育、健康相談などを行い介護予防対策に力を注いでいるところであります。

これらの事業に取り組んできた効果・成果につきましては、疾病の早期予防、高齢者の身体機能の低下予防、認知症予防、閉じこもり予防等による健康寿命の延伸や生活改善などが図られております。

また、国におきましては先の通常国会において介護保険法の改正を行い、予防重視型システムへの転換を図るため、軽度の要介護者を対象として、要介護状態などの改善、悪化防止のためのサービス提供を行う新予防給付を創設するとともに、現行の老人保健事業、介護予防・地域支援あい事業や在宅介護支援センター運営事業などを見直し、介護保険制度の対象外と判定された高齢者らが要介護状態にならないよう、市町村が整備する地域包括支援センターを拠点に介護予防サービスなどを提供する、地域支援事業を創設いたしました。

市といたしましては、現在実施している介護予防事業の検証を行う中、すべての市民が健康ではつらつと暮らせる

よう、総合的・効果的な介護予防事業を実施してまいりたいと考えております。



### 都留市立病院の運営について

**問** 都留市立病院は、平成二

年に開院以来十五年が経過し、その間、増科・増床を重ね、現在十三科百四十床体制に整備拡充し地域医療を担う中核病院として順調に運営されていると思われま

す。また、市民のニーズに答えるべく様々な医療サービスに取り組んでおられますことに對し高く評価するものであります。そのような中、最近の新聞報道等によると全医師数に占める産婦人科及び小児科の医師が減少し、特に産科を行う医師の減少は、自治体病院を含めた医療機関の運営に関わる大きな課題となつて



報じられております。そのため閉院・休院または診療日数の減などの措置を取らざるを得ない病院・診療所等も少なくなく、医療現場に支障をきたしているとのことであります。都留市立病院において

も、産婦人科・小児科とも大学から医師の派遣を受けているところですが、両科における医師の確保について、外来患者数、入院患者数、施設の規模、基準と照らし合わせ、どのような状況にあるかおたずねします。とりわけ産婦人科については、近隣市町村における産婦人科の規模縮小等により当院での出産が増加しているところかとあります。が、都留市出身者の里帰り出産を含めた受け入れ状況について併せておたずねします。また、妊婦及び新生児は、いつ何時生命に関わる事態が発生するかわかりません。周産期における突発的な緊急事態に備えて産婦人科・小児科双方からの一貫した総合的な周産期医療体制についてどのように整備し対応されているかおたずねします。



急速な少子高齢化の進行に伴い、高齢者医療を中

心として医療費に対する国民の負担増は、避けられない状況にあり、現在、この負担増をできるだけ抑制し、負担の公平化を図るため、「医療保険者の統合・再編」、「新たな高齢者医療制度の創設」さらに、「医療報酬体系の見直し」等、抜本的な医療制度改革の審議が行われております。

既に、医療機関は度重なる医療法の改正により、診療報酬が引き下げられるなど、大変厳しい経営状況にあります。今後それらの医療制度改革に的確に対応した医療技術や医療の質の向上、経営の効率化、患者本位のサービスの提供など、創意工夫に満ちた総合的な改革に、取り組むことが求められております。

このような中、市立病院は開院以来十六年目を迎え、多くの市民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、疾病構造の変化や多様化する患者ニーズに対応するため、増科、増床を重ね、総合病院としての機能を備えた診療科十三科、病床数百四十床体制に整備拡充し、地域医療の中核病院としての位置を築いてまいりました。

ご指摘のようにこの度、医師臨床研修制度が改正され、従前の制度では、医師は、免許を受けた後、二年以上大学の病院等で臨床研修を行うことが努力義務規定となつていたものが、診療に従事しようとする医師は二年以上にわたる医学を履修する課程を置く大学病院等において、臨床研修を受けなければならないと改正され、この制度の影響により、研修医の大学への引き上げが行われ、既存の診療科が診療停止となつた病院も出ているところであります。

このような状況下、当院ではこれまで大学側との連携・協力が適切に行われてきたことなどにより、医師臨床研修制度改正の影響を受けることなく診療が持続的かつ、安定的に確保されており、皮膚科外来につきましても、週二回から週三回へ、泌尿器科外来においても週一回から週二回へ、また、耳鼻咽喉科外来におきましても週二回から週三回へと、診療日を増加したところであります。

ご質問の産婦人科及び小児科の外来患者数並びに入院患者数についてであります。産婦人科外来患者数は、対前年比七・八％増の九千九十九

人、入院患者数は対前年比七・二％増の三千五百二十五人で小児科外来患者数は対前年比二〇・八％増の一万四千六百六十二人、入院患者数は対前年比一〇・八％増の二千八百十六人となつており、両診療科とも夜間及び休日の救急も増加している状況にあります。

このようなことから、当院では本年七月一日から産婦人科医師一名を増員し、常勤医師三名体制とし、産婦人科の医療体制の充実を図つたところであります。

また、小児科につきましても医師の増員について山梨大学へ要請しておりますが、全国的に小児科医の絶対数が不足している中、大変厳しい状況であります。継続的に要請を行い、一日も早く小児科の診療体制の充実を図つてまいりたいと考えております。次に、里帰り出産についてであります。産婦人科医師の増員により、七月の産婦人科入院患者数は、対前年比三四・二％増の三百三十七人と大幅に増加をしております。

また、里帰り出産は出産件数全体の一四％程度であり、僅かではありますが増加の傾

向であります。

現在の病棟は産婦人科と小児科が共用する三十床の病棟であることから、関係診療科との調整を図りながら施設の有効活用を実施し、一人でも多くの方の出産に対応できま

すよう努めてまいりたいと考えております。最後に周産期医療体制についてであります。本県では県立中央病院と独立行政法人国立病院機構甲府病院の二病院を中心として山梨県周産期情報システムが整備されるなかで、当院もこのシステムに参加しております。

これにより、当院では治療困難な症例や妊娠三十五週以下の切迫早産の患者さんなどについては、この二病院との連携を図り、速やかに搬送し適切な治療を行つていくところであります。

今後も患者の動向やニーズを的確に見据え、地域の実情に即した多様で柔軟な医療サービスが、提供できるよう鋭意努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



## 奥秋くに子議員

▼少子化対策について  
▼ミュージアム都留から城南公園にかけて一望できる環境整備について

### 少子化対策について

**問** 少子化問題は、人口減社会の到来、また、高齢化

社会の進展とあいまって、深刻な経済・社会問題となつております。これまで国や県内自治体、また、ここ都留市においても様々な少子化に関する対策が講じられてきておりますが、「止まらない少子化」として、有効かつ効果的な手立てとはなっていないのではとの指摘があるほど難しい課題であります。

新聞報道にありましたが、二〇〇五年版の国民生活白書によると少子高齢化が進む中、子育ての不安として子どもにない夫婦は、経済的負担や治安に対する不安なども含め、心理的負担を挙げたと指摘しております。また、安心して子育てできる環境づくりとして、親世代だけでなく、近隣の住民らも参加する「子育て社会」の必要性を提言していることとありますが、全く同感であります。また、少子化の主な要因と

して挙げられる、「未婚化・晩婚化の進展」という視点からも、少子化対策を考えてみたいと思います。

今や「フリーター」や「ニート」などといった言葉が象徴するように、現在の若者の生活スタイル、生き方の多様化、生きていくことへの価値観が本当に大きく変わっております。

平成十二年の国勢調査によると、三十代前半の男性未婚率は四二・七％、女性も二二・六％にのぼっております。

この中には、自ら未婚や晩婚を望んでいる若者がいる一方で、「結婚をしたい」「けれども「相手がいらない」「良縁が見つからない」といった若者も相当数いるように思われます。

私が常任委員として関わっている自民党県連女性部では、少子化の要因につながっている結婚問題に「党活動として取り組み貢献していく」とは意義のあること」として結婚相談活動に取り組んでいます。

現在、この結婚問題に関心のある関係者が参加し、「結婚情報交換会」を開催し、独身者の情報を交換しあつており、これがキツカケとなつて「お見合い」、「結婚」、更に「出産」へと進んでいくことを大きな願いとしています。

また、先般は、この活動の一環として「若者交流の集い」という「出逢いのパーティー」を開催し、大勢の若者が参加されておりました。

このような活動に関わつて強く感じられることは、真剣に結婚を求めている若者が本当に多くいるということであり、直接、相談を持ち込まれる若者からは、「近くにお世話をしてくださる方がいない」とか「一人で悩んでいたが相談にのつていただき有り難い」といった声が多く聴かれます。

そこで、県内各市町村の社会福祉協議会には「結婚相談所」が設置されておりますが、都留市におけるその活動状況等について現状を知りたいと思っておりますのでお聞かせ下さい。

また、県内広域における、各結婚相談所が相互連携し、是非活動してほしいと思っております。

また、都留市が他に働きかけ、主導して県内広域における結婚相談所の活動を今以上に活性化することはできないものか、又活性化してほしいと思います。

なお、先日の新聞報道に依ると現在の若者の少子化現象についての考え方等について一、経済負担が壁になり子どもは多く産めない  
二、社会全般に浸透していない子育て支援策  
三、職場に定着していない「育児休業法」  
四、生き方多様で増える晩婚等々が揚げられておりましたが、本市の対策についてお聞かせ下さい。



**答** 近年、核家族化の進展や、女性の高学歴化・社会進出などを背景として、子どもを取り巻く家庭や地域といった社会環境は大きく変化し続けています。

特に少子化の進行は著しく、一人の女性が生涯に産む子どもの平均数を示す合計特

殊出生率は、低下の一端を辿つており、昭和二十二から二十四年の第一次ベビーブーム期に四・〇を超えていたものが、平成十五年、十六年には一・一九にまで低下し、当初平成十八年と予想されていた日本の「人口減少時代」に、本年度中にも突入する可能性が、厚生労働省から過日発表されたところであります。

少子化の進行は、労働力の減少や、今後更に加速の予想される高齢化と相まって、社会保障負担の増加など、社会経済への大きな影響を与えることから、国の活力の低下が危惧されております。

少子化の要因として、晩婚化・非婚化の進行や仕事と子育てを両立できる環境の不備、また、子育てに対する負担の増大や景気の長期低迷、さらに、我が国の社会的価値観や規範意識があげられ、他の問題と異なり、その影響がすぐに現れないだけに、ややもすると等閑視されかねない、この問題に国を上げて真剣に対処する必要があると考えております。

ご質問の、本市の結婚相談の活動状況につきましては、現在、市内在住の公募による七名の結婚相談員を委嘱し、

主に相談員のご自宅で相談業務を行っております。

また、祝日を除く毎週月曜日から金曜日まで市民生活課で登録申請書の受付、相談員の紹介などを行うと共に、速やかに相談員に連絡し、相談者ができるだけ早く出会いの場がえられるよう努めております。

この他、相談員相互の情報交換の場といたしまして、必要に応じ、連絡会議を開催し、それぞれの相談員の進捗状況などを話し合い、相談者の希望をかなえるため、情報収集・情報交換を積極的に進めているところでありま

す。また、県内広域における各相談所の相互連携につきましましては、現在、県内の市町村の相談員で構成されておりま

す、山梨県結婚相談員連絡協議会にも、積極的に参加し、他市町村との交流を深める中で、広域的な情報収集に努め、少しでも多くのカップルが誕生するよう、ご努力をいただいているところであります。

が、今の時代に似つかわしい新しい形の結婚支援体制の再構築に、努めてまいりたいと考えております。次に、本市における少子化対策については、少子化の進行の対応策として、平成六年に「子育て支援のための総合計画（エンゼルプラン）」を、平成十一年には「少子化対策推進基本方針（新エンゼルプラン）」を策定し、少子化対策を推進してまいりました。平成十四年には「少子化対策プラスワン」を発表し、「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取り組みに加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」の四つの柱の必要性を提起いたしました。

市では、国の新エンゼルプランに基づき、県内の市町村ではいち早く、平成十五年三月に「都留市子育て支援計画（エンゼルプラン）」を策定し、子育て相談センターの設置や学童保育の拡充、延長保育、一時保育等の特別事業の推進など、安心して子どもを産み育てることができる家庭や地域の環境整備に努めてまいりました。さらに、本年三月には、「都留市次世代育成支援行動計画」を策定し、地域子育て支援、母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保・増進、教育環境の整備、仕事と家庭の両立支援など、七項目の基本方針のもと、平成十七年度から十年間にわたり、少子化対策を全庁的に推進することとしたところであります。

いづれにいたしましても、少子化対策は、「子育てを社会全体で支えていこう」という気運を高めていくことが大切であります。今後は、さらに、地域や企業との連携を強化して、「生んで育てたい」と思う環境づくりに積極的に取り組むとともに、結婚して家庭を持ち、夫婦が力を合わせて子育てに励むことは、すばらしい生き

### ミュージアム都留から城南公園にかけて一望できる環境整備について

方であるという価値観を、共有することのできる社会を実現し、少子化の進行に歯止めをかけるよう、努力してまいりたいと考えております。

平成十一年に開館した市唯一の博物館として完成し、現在都留市の文化面の代表的展示場として運営がなされております。展示物には八朔祭りの屋台、飾り幕常設の展示物の外、年数回の企画展等も設営展示されており、この運営には学芸員の方や市民のボランティアによる協力員の方のお力によって企画運営がされており、皆様方が都留市の文化高揚のためにご尽力なさっておられますことに対しまして、心より敬意を表するものです。

しかしこの博物館の入り口が狭隘なため、他市からの見学者による大型バスの出入りができないため、バスの窓から建物だけ眺めてそのまま帰ってしまうという話もよく聞きますが、折角の博物館の見学がこういう形に終わるとは非常に残念に思います。

先日新聞紙上に小林市長の八朔祭とミュージアム都留の紹介が掲載されておりましたが、これから他市の方々にも広く都留市を見学していただくためにも、是非入り口の整備が必要であります。そこで谷村町駅前通りから博物館側にある二、三軒のテナント約六十坪ばかりと聞いておりますが、この地主さんは一人だけですので、よく話し合いのもとに適当な場所を考慮して移転して頂き、前方の城南公園まで一望できる環境を是非とも整備していただきたいと思

博物館建設当時もこの話があったことは聞いておりますが、地主さんのところへは何の話もなかったそうです。是非今後交渉して実現していただきたいと思

この整備が出来ればミュージアム都留を見学したあと、城南公園で一休みして駅前通りをお城山までウォーキングする、まさにウエルネスアクシオン都留の素晴らしい目的達成になると思

また、ミュージアム都留を一段と大きく市外にもクローズアップすることにもなりますので、是非共よろしくお願



都留市博物館「ミュージアム都留」は、江戸時代における谷村藩主秋元氏の業績や松尾芭蕉との関わり、八朔祭りの屋台と飾り幕など、本市の特色ある歴史や文化遺産を中心に常設展示すると共に、市民との協働により、様々な特別展や企画展を開催し、本市の埋もれた誇らしい歴史や文化を顕在化させ、個性あふれるまちづくりに生かしてまいりました。

また、明治期の学校を活用した尾県郷土資料館や大正期の商家仁科家住宅の商家資料館、増田誠画伯の作品を展示する増田誠美術館などと連携し、本市が推進する「まるごと博物館」事業の拠点施設として大きな役割を果たすと共に生涯学習の場として、市民



(城南公園)

の自己実現といきまがいくつくり  
に貢献してまいりました。  
このミュージアム都留には  
開館以来、平成十六年度末  
までに延べ六万二千百十四  
人が訪れ、この内、過去、三  
年間の市外からの入館者数は  
一万三十六人であり、バス利  
用の団体は文化財や郷土史関  
係者、市町村の研修会、観光  
客など年間約十団体、三百名  
ほどになっております。  
大型バスの駐車につきまして  
ではこれまで、八朔祭屋台展  
示庫横にあります大型、中型  
バス専用駐車場の紹介や土  
曜、日曜日には市役所駐車場  
で対応しており、直接的な苦  
情等はお聞きしていないとい  
ころであります。  
この付近は本市の推進する  
「参加体験学習都市つる」の  
八つの拠点エリアの一つであ  
る「谷の町・史の里」の中心  
的な場所であり、商家資料館  
や多くの神社、仏閣、芭蕉ゆ  
かりの桃林軒や句碑など先人  
たちが築いた歴史や文化、遺  
跡や伝統を偲ぶことができる  
貴重な場所であり、現在、そ  
れらを線で結ぶため「あるき  
たくなる城下町」をテーマ  
に、うるおいと魅力あふれる  
循環型の歩道三・五キロメー  
トルを整備している地域でも

あります。

議員ご指摘の谷村町駅前通  
りからミュージアム都留寄り  
の環境整備は、ミュージアム  
都留の駐車場確保のため、平  
成九年一月三十一日開催の  
「都留市郷土博物館開設準備  
委員会」の中でも議論された

## 杉山 肇議員

▼ユニバーサルデザイン  
について  
▼地域エネルギーについて

## ユニバーサルデザイン について

高齢者の数が三千三百万  
人を超える、いわゆる

二〇一五年問題、さらには、  
七十五歳以上が二千万人に達  
する、二〇二五年問題など、  
少子高齢化に伴う社会構造の  
変化が、予想を超えるスピー  
ドで進んでおります。

そうした中、都留市として  
もこれからの地域のあり方と  
して、市民などとの協働を  
ベースとした「個性輝く創造  
社会」、「持続可能な定常社  
会」、「互恵・共生社会」の三  
つの柱を掲げており、その進  
め方として、市民との連携、  
情報の共有を強く訴えており  
ます。

そこで、ひとつの大きな  
ファクターとしてユニバーサ

経過はありますが、街は施設  
や建物、そしてそこに暮らす  
人々の生活や仕事が融合して  
形成されるものであり、慎重  
に研究していかなければなら  
ない問題だと、考えておりま  
すのでご理解とご協力をお願  
い申し上げます。

## ユニバーサルデザイン について

ユニバーサルデザインがこれからますます  
重要になっていくものと考  
えられます。

市民との協働という観点で  
みれば、ユニバーサルデザイ  
ンの考え方が行政・市民に広  
く、また、深く理解され、受  
け入れられてこそ本場の協働  
に繋がっていくものであると  
思います。

また、単に時間と経費がか  
かるハード面だけではなく、  
ユニバーサルサービスという  
点で見れば、今すぐ出来る事  
があるのではないかと感じて  
いるところであります。

いずれにしても、今、都留  
市で進めている協働のまちづ  
くりには、不可欠のものであ  
ると考えます。

そこでおうかがいいたしま  
す。

平成十六年一月に「都留市

ユニバーサルデザイン指針」  
を策定しましたが、いままで  
の都留市としての取り組み、  
また、実績などをお聞きいた  
します。

さらに、その重要性を考え  
れば、指針だけにとどまら  
ず、さらに強く推進するため  
に条例化すべきだと思います  
が、お考えをお聞きいたしま  
す。

今、時代は急速にIT社  
会になっており、インタ  
ネットを通じての情報は今  
後、ますます増え続け、市民  
の情報源としての位置づけ  
は、さらに高まって行きま  
す。

私も、貴重な情報源として  
インターネットを利用してお  
り、都留市のホームページも  
よく拝見させていただきま  
す。ユニバーサルデザインと  
して考えたとき、はたしてす  
べての人にとって、見やすく  
なっているのか疑問を感じま  
す。

今、ウェブアクセシビリ  
ティ、また、ユーザビリティ  
という概念が徐々にですが、  
広がりつつあります。

ともすれば、新しい技術を  
使うだけだったり、細かい文  
字がただ羅列するだけのもの  
であったり、利用しやすさ、

使いやすさには、程遠いものも多く見られます。

現在でも、全国的には、まだまだ、シルバーページ・キッズページなどを開設してある自治体は多くありません。

今後、協働のまちづくりを進めて行くには、情報の共有は欠かせません。ここにこそユニバーサルデザインを取り入れるべきだと思いますが、お考えをお聞きたいします。



社会の成熟化と共に、少子化・高齢化が進み、ま

た、地球規模での交流が活発化することにより、人々の価値観も多様化し、社会全体の様々なニーズは複雑化、高度化しており、このような中であつて、物の豊かさだけでなく、心の豊かさや個性と潤いあふれるライフスタイルが求められるようになってまいりました。

本市では、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにかかわらず、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、すべての人々が自らの持つ、個性や能力を最大限に生かし、共に認め合い、支え合い、生きがいと働きがいを持って、共生していく「互恵・共生社会」の実現を念頭に置きながら、誰もが暮らしやすい快適な、

まちづくりを推進するため、平成十六年一月、「都留市ユニバーサルデザイン指針」を策定いたしました。

指針では、推進に向けての体系をシステム、まち、情報・サービスという三つの分野からなる環境づくりと、それらを取り巻く意識づくりについて四つの視点にポイントを定め、事業や市民サービスに取り組むことといたしておりま

す。

最初に、これまでの実績についてであります。平成十六年度より、重点施策のひとつとして、「ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりの推進」を位置づけ、全庁的に取り組んでまいりました。

まず、公共施設につきましては、利用者にわかりやすい案内板や、利用者に併せたカウンターの設置、車椅子の方や高齢者、赤ちゃん連れのお父さん・お母さんにも使いやすい多目的トイレの整備、また、戸沢の森和みの里の宿泊施設「一位の宿」のユニバーサルデザインを取り入れた建設、さらに、ゆとりと潤いの実感できる質の高い歩行者空間の整備としてウォーキング・トレイル事業やポケット

パーク整備事業を進めてまいりました。

さらに、市広報やホームページでのPRと共に、市職員や市内の設計・建設関連の事業者を対象とした研究会、一般市民を対象としたふれあい講座や、様々なユニバーサルデザインを取り入れた商品を紹介した「ユニバーサルデザイン展」の開催、また、学校教育の場における高齢者の疑似体験を通じたユニバーサルデザインの学習会など、普及・啓発活動にも取り組んでまいりました。

次に、ユニバーサルデザインを条例化すべきとおたずねであります。都留市ユニバーサルデザイン指針は、行政の取り組みについて、その基本的な考えを示したものであり、今後、ユニバーサルデザインを取り入れ、誰もが暮らしやすい快適なまちを実現するためには、当然のことながら、「作り手」と「使い手（利用者）」の垣根を払拭し、市民・事業者・行政が協働して取り組むことが、重要であると考えております。

そのため、市民・事業者・行政の責務と役割や、ユニバーサルデザインの推進に向けたしくみづくりなどを明

確にすることが、必要不可欠であり条例制定について、今後、検討してまいりたいと考えております。

また、IT革命の進行に伴い、情報源として、インターネットを利活用する市民は、急速に増加しており、平成十七年一月に行つた長期総合計画策定のための市民意識調査では、パソコンを所有している方は、市民全体の五五・二％で、この内の六一・八％は、インターネットを利用しているという結果でありました。

ブロードバンドなどの普及も加勢することにより、利用率は年々増加し、高齢者の占める割合と共に世代間格差もなくなりつつあります。

そんな中、平成十六年六月には経済産業省が、WEBコンテンツにおける操作のしやすさについて、高齢者や障害を持った方々を含めて、見やすく、アクセスしやすいよう配慮をしなければならぬ事項などを盛り込んだ、ガイドラインを示したところであり

ます。

本市のホームページは、平成十一年八月に開設して以来、様々な情報をインターネットを通じて配信しており

ますが、今後、本年七月に策定した「都留市電子市役所推進計画」に基づき、アクセシビリティ（操作性）の向上に努めてまいりたいと考えております。



## 地域エネルギー

### について



問 去る二月十六日、京都議定書の発効に伴い、政府は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律、また、京都議定書目標達成計画を閣議決定し、地球温暖化対策を総合的、かつ、計画的に推進することになりました。

今後、行政、市民がさらに具体的に、より積極的に地球温暖化対策に向けての、行動をおこさなければならぬと強く感じております。

都留市としても、平成十五年二月に「都留市地域新エネルギービジョン」を策定し、地球温暖化対策のみならず、

協働のまちづくり体系の中で  
の持続可能な社会形成に向け  
ての取り組みは、高く評価す  
るものであります。

その一つとして、今回の市  
長説明にもありますように、  
市庁舎前の家中川の水力を利  
用した水力発電は、大きな一  
歩だと思えます。

そこでおうかがいいたしま  
す。

今回のこの水力発電は、単  
発的なものなのか、さらに基  
数を増やしていくお考えがあ  
るのかお聞きいたします。

さらに、市長説明では、こ  
の事業が単に発電所の設置と  
いうことではなく、市民自ら  
が環境問題への関心を持ち、  
自然と共生するまちづくりの  
実践に繋がるものと述べてお  
ります。

これからの環境問題、エネ  
ルギー問題を考えたとき、い  
かに市民自らがそういった  
諸問題を身近に感じられるか  
が、大きなポイントであり、  
その結果として、広く協働の  
まちづくりにも繋がっていく  
ものであると考えます。

都留市として、この事業を  
具体的にどのように市民に対  
して啓発も含め活用していく  
のかお考えをお聞きいたしま  
す。

また、「都留市地域新エネ  
ルギービジョン」には、ほ  
んど触れられておりません  
が、市民に環境問題、エネ  
ルギー問題を身近に感じてもら  
うという意味では、「BDF」  
がもつともふさわしいコンテ  
ンツを持つているものと思  
います。

「BDF」とは、まず、家  
庭や事業所から出る廃食用油  
を回収し、(このとき回収す  
るには、市民の幅広い協力が  
欠かせません。)この回収し  
た廃油にメタノールを加え、  
アルカリ触媒により化学反応  
させ、エステル交換によつ  
て出来るメチルエステルを  
ディーゼル燃料として活用す  
るものであります。

このバイオディーゼル燃  
料は、アトピーやぜん息の  
原因といわれている硫黄酸化  
物をほとんど含まず、また、  
CO<sub>2</sub>も自然の循環系になる  
ためゼロカーボンになり、自  
然環境の中で繰り返し得られ  
る再生可能な地域密着型のエ  
ネルギーといえます。

まさに、地域循環型社会の  
エネルギーであり、市民の  
参加が不可欠であるという意  
味では、市民への啓発にもふ  
さわしいものであると思いま  
す。

平成十四年十二月に閣議決  
定された「バイオマス・ニッ  
ポン総合戦略」でもその重要  
性を強く打ち出しております  
が、地球温暖化対策、持続可  
能な循環型社会の構築に向け  
てバイオマスの役割は今後ま  
すます大きくなっていくもの  
と思えます。

「都留市地域新エネルギー  
ビジョン」の公共施設での  
先導的活用プロジェクトと  
して、公用車への活用を積極  
的に進めるべきだと思いま  
す。お考えをお聞きいたしま  
す。



(ハイブリッド太陽光・風力発電装置)



エネルギー資源の大量消  
費が引き起こす地球温暖  
化、酸性雨、オゾン層の破壊

など、地球規模で進行する環  
境問題に対応するため、本市  
では、平成十一年四月に「都  
留市環境保全行動計画」を策  
定、平成十二年七月には「都

留市まちをきれいにする条  
例」を制定し、さらに、平成  
十三年三月には「都留市地球  
温暖化対策実行計画」を、平  
成十四年三月には「都留市グ  
リーン購入方針」を策定し、  
電気使用量の削減や低公害車  
の導入などの諸施策を推進し  
てまいりました。

さらに、平成十五年二月に  
は、「都留市地域新エネルギー  
ビジョン」を策定し、地域に  
眠る新エネルギーを掘り起こ  
し、計画的に導入していくこ  
とで、地球温暖化問題などの  
解決と合わせた持続可能なま  
ちづくりを推進していること  
であります。

この「都留市地域新エネ  
ルギービジョン」の重点プロ  
ジェクトのひとつであります  
「公共施設での先導的活用プ  
ロジェクト」として、これま  
でに、禾生第二小学校に、グ  
リーン電力基金の環境教育目  
的発電設備助成制度を活用  
して、最大五十五ワットの  
風力と太陽光発電によるハイ  
ブリッド太陽灯を設置したほ  
か、昨年度は、都留文科大  
前駅の広場に、環境省の補助  
事業を導入し、風力と太陽光  
発電によるハイブリッド時計  
台一基、照明二基を設置いた  
しました。

さらに、現在、市庁舎の前  
庭を流れる家中川に、日本初  
の試みとして、直径六メート  
ルの木製下掛け水車による、  
家中川小水力市民発電所の建  
設工事を、十月末の完成・稼  
動を目指し進めており、全国  
から注目が寄せられていると  
ころであります。

議員おたずねの、本事業が  
単発的なものか、また、基数  
を増やしていくかにつきまし  
ては、この小水力発電が、本  
市において、利用可能なエネ  
ルギーとして、最も有望視さ  
れているものであることを踏  
まえると共に、今後の家中川  
小水力市民発電所一号機の稼  
動実績等を見据える中、マイ  
クロ水力発電の技術開発に資  
するよう様々な方式による複  
数設置に向け、候補地の選定  
や、導入方式等、積極的に検  
討してまいりたいと考えてお  
ります。

この度の発電所建設は、単  
なる新エネルギー機器類の  
導入推進に止まらず、市民自  
らが地球環境問題や新エネ  
ルギーへの関心を持ち、自然と  
共生するまちづくりの実践に  
繋げていくためのモデル事業  
として位置づけておりますの  
で、発電の障害にもなる、家  
中川へのごみの不法投棄を防

止するためのキャンペーン等を展開し、全市民的な市民と行政の協働による、潤いと魅力溢れる水辺空間の創出にも努めてまいりたいと考えております。

また、本事業の財源には、山梨県内では始めての発行となる市民参加型ミニ市場公募債を活用することとし、名称につきましても、緑と水に恵まれた本市の自然に感謝すると共に、私達を育てくれた母なる大地、地球に恩返しするため、自然や限りある資源を活用し、「地球温暖化対策」

に取り組み、心豊かで美しく持続可能な地域を実現するという意味合いを込めて、「つるのおんがえし債」と決定させていただきましたところであります。

次に、バイオディーゼルの燃料(BDF)の公用車への活用についてのおたずねですが、このバイオディーゼルの燃料は、軽油と同等の燃料で、ディーゼルエンジンを有する車両、船舶、農耕機具、発電器等に使用されるなど、石油燃料(化石燃料)の代替燃料として使用することにより、環境問題やエネルギーの海外依存率など様々な問題の解決策になるとして、現在、注目を浴びております。

そのため、「都留市地域新エネルギービジョン」の公

共施設での先導的活用プロジェクトとして、このバイオディーゼル燃料の利用についても検討項目に盛り込んでおります。

今後、品質規格の統一、厳冬の有効性、安定的な供給体制、精製のコストなど考慮する中、検討してまいりたいと考えております。

いづれにいたしましても環境問題は、政治、経済、人口、資源、エネルギー、倫理、南北、貧困、教育など、様々な観点から論議すべき問題であり、その解決には世界中の人たちが協力し自然と調和し、共生するための環境マインドを持つて、生活することが求められております。

今後、環境問題の解決に向け市民との協働により、確実な一歩一歩を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



## 梶原 清議員

### ▼地震対策について ▼青少年の育成について

#### 地震対策について

まず始めに、地震対策についてであります。

フィリピン海プレートのもぐり込みによる東海地震は、古文書の記録などから過去五百年ほどの発生年代が分かっており、ほぼ同じ場所と同じ規模で起きているとのことで、東海地震の震源地とみなされる駿河湾から御前崎では、一八五四年の安政東海地震以降、約百五十年にわたって地震が発生していません。このことから、プレートのもぐり込みによる「ひずみ」が限界近くまで蓄積されていて、東海地震は「いつ起きてもおかしくない」と言われております。

そこでおうかがいいたします。本市は山間地にあり、多くの人が山で生活をしておりますが、崩落危険箇所について近年見直し調査がされておられるかどうかお聞きいたします。

その対策がされているのでしょうか、その点についてもお聞きいたします。

次に、最近では市関係者のご努力により、自主防災組織や各家庭での意識も高まりつつあることは、喜ばしいことでもあります。市民の皆さんや自主防災会の方々から指摘を受けておりますいくつかの問題についておうかがいいたします。

ここでは、谷村第一小学校を避難場所として指定されており、また地域を例として質問いたしますが、このことは、他の地域にも言えることでもあります。

- 一、谷一小的の屋内運動場は、避難場所として適切なかどうかであります。避難場所が倒壊したのでは笑い話にもなりません。
- 二、この地域で、谷一小に避難する世帯・人数をどのよう

に想定しておりますか。

- 三、屋内運動場を開扉する方法はどうするのか。
- 四、避難場所は先着優位なのか、事前一定の取り決めをしておくのか。

うか。

- 五、毛布などの用意はできているのでしょうか。
- 六、炊き出しなどはどうなりますか。
- 七、トイレはどうなのか。
- 八、情報の伝達・収集はどうするのか。
- 九、遠方の家族や親戚への連絡はできるのか。
- 十、避難所の秩序維持はどうなるのか。
- 十一、地域内の安全な建物は何処ですか。

次に、全市的には、現在の防災放送では、屋内で聴き取れないという不満を聴きます。

この不安を解消するには、スピーカーを増設するしかないと思いますが、いかがでしょうか。至急ご検討願います。

また、単位防災組織の強化と、避難場所ごとの組織の連携組織をつくり総合的な対策が講じられるべきだと思います。

その指導については、「協働のまちづくり推進会」まかせではなく、市においても真剣に取り組むべきであり、特に、障害者や高齢者など災害弱者に対する指導の強化が

必要かと思いますが、市においては、どのように考えておられるでしょうか。



本年五月、山梨県は、発生が最も懸念されており、ます東海地震について、平成八年以来九年ぶりに「東海地震被害調査」の見直しを行い、県内全域の被害想定を公表したところであります。

これによると、県東部の本市を含む六市村は震度五強から五弱の揺れが想定され、山間地が多いことから斜面崩壊などで、人家や交通機関などへ相当の被害が予測されているところであり、また、

ご質問の急傾斜地崩壊危険箇所につきましては、現在百二十ヶ所が指定されており、この内防災対策の済んだ箇所は三十ヶ所となっております。

こうした危険箇所につきましては、国の法令に基づき五年毎に県と共に調査を行っており、直近では平成十三年に実施しております。

また、毎年六月に富士北麓・東部地域振興局都留建設部と連携し、危険箇所のパトロールを実施するとともに、八月には消防団など都留市水防協議会条例に基づく関係機関の委員で、危険箇所の

調査を行い、最新の現状把握に努めているところであり、また、

今後とも防災対策の済んでいない危険箇所の工事施工につきましましては、早期着工を関係機関に強く働きかけてまいりたいと考えております。

また、崩落危険箇所には標識を設置し、都留市地域防災計画や本年の防災カレンダーにも掲載し、周知を図っているところであり、有事の際には事前避難を指示することとしております。

次に、避難場所についてのご質問の一点目「谷村第一小学校の屋内運動場について」であります。ご案内のように「新潟県中越大地震」では、行政の指定した避難所に耐震性がなく、使用できなかつた現実があり、また、本年八月に発生した宮城沖地震ではオープンしたばかりのスポーツ施設の天井が落下し、多くの負傷者を出したところであります。

本市では、毎年行う防災会議の中で地域防災計画の見直しを行い、平成十六年度の「都留市地域防災計画」からは、屋内施設の避難所は安全性の確保の観点から指定を

とりやめ、避難場所として校庭や広場に変更したところであり、また、

二点目の「谷村第一小学校に避難する世帯と人数」につきましては、発生後一日以内では、家が無事でもライフラインの途絶により、一時的に生活に支障をきたす人が多いため、十一自治会の中で百二十七世帯、三百六十七人の住民の避難を想定しており、一週間以内にはライフラインの復旧にともない避難する人が少なくなり、十一自治会の中で三十七世帯、百八人の住民の避難を想定しております。

また、他の地域の避難場所や該当自治会についても防災計画に、掲載しているところであり、また、

三点目の「被災時の屋内運動場の開扉」につきましては、通常は本震より余震の方が小さいことから、災害対策本部が建物の被災状況を判断して、市職員が行うことになっております。

四点目の「避難場所の先着優位」については、先着が、まず、避難の誘導にあたりましては、住民が安全、迅速に避難できるよう、消防団、自主防災会の協力を得

て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行い、到着した順に市の職員及び自主防災会と協力して避難場所の管理運営を行うこととしております。

五点目の「毛布などの用意」につきましては、市で指定してあります十六箇所の避難場所には防災倉庫が設置してあり、それぞれ百枚の毛布が備蓄されています。また、庁舎の防災倉庫には百八十枚の毛布が備蓄されており、市内合計で千七百八十枚となっております。

六点目の「炊き出し」についてですが、庁舎にありまます防災倉庫にはアルファ米三千食とカンパン四百食を備蓄してあり、発生後数日は市職員及び自主防災会により運営を行い、以降は自衛隊や社会福祉協議会の取りまとめのボランティア等により、炊き出しを行っていただくことになっております。

七点目の「トイレ」につきましては、避難場所にありまます防災倉庫には組立式の和式と洋式トイレが、各一基配備されており、不足を生じた場合など状況に応じ災害対策本部より県に応援要請を

行うことになっております。八点目の「情報の伝達と収集」につきましては、施設に配置された市職員が無線を使用し災害対策本部と連絡を取り、自主防災会の協力を得て行います。

九点目の「連絡方法」につきましては、N・T・Tにより開設される災害用伝言ダイヤルを有効的に活用していただくと共に、災害対策本部の組織内に市民生活班を設置し住民の問い合わせや相談に応じる対策を行います。

十点目の「避難所の秩序維持」につきましては、市職員、自主防災会及びボランティアの協力を得て自主的な運営を行うこととしております。

十一点目の「地域内の安全な建物につきましては、昭和五十六年六月以降に建てられた建物については耐震性があると判断され、公共施設につきましては建築年度の調査をしてありますが、民間の施設につきましては今後、自主防災会と協議しながら検討していきたいと考えております。

次に、「防災無線につきまして」は、屋外で聞こえることを基本として、計画的に



配置しているところであり、無線の近くの住民からはうるさいとの苦情があったり、また、個人差により聞こえにくい場合もあり、増設をするだけでは全面的な問題の解消には至らず、今後、他の有効な方法としてFAXやメールの一斉送信、防災ラジオ等の活用も含め、検討をしてみたいと考えております。

次に、「自主防災会の強化について」であります。災害発生時には、自助と呼ばれる自分の手で自分や自分の家族・財産を守る備えと行動、共助と呼ばれる近隣の皆様が協力して地域を守る備えと行動、公助と呼ばれる行政機関やライフライン各社の応急対策が連携して行われることが重要であり、現在各地域の協働のまちづくりの事業の中に防災への取り組みが位置づけられ熱心な活動が行われており、行政といたしましても積極的に支援を行い、官民一体となった取り組みを行ってまいります。

また、災害時要援護者につきましては、県の作成した「障害者と高齢者のための災害時支援マニュアル」に基づ

き、社会福祉協議会と連携し「助け合いネットワーク会」を構築し、災害時要援護者の支援を進めてまいります。



### 青少年の育成について

**問** 『ちがうみんなちがう夢 おんなじ大きな未来』

今年の児童週間のポスターには、そう書かれていました。

東京都の女子中学生が作った希望にあふれる標語でした。子どもたちは、一人一人が皆、それぞれ異なる可能性を持っていきます。自分の夢を大切に育てながら、明るく成長して欲しいと思います。

県青少年課が、幼児期の遊びを含めた生活習慣が、子どもたちの健全育成に大きく影響しているという専門家の指摘があることから、父母を対象にした「青少年生活実態調査」を行っています。

それによると、子どもの約七割は遊び相手が三人以下と少数で、遊ぶ場所は八割以上が自宅や友人宅という『屋内派』であるとのこと。遊びの内容も、自転車、お絵かきなど一人でできるものが上位を占めています。就寝時間については午後十時以降が半数に達し、子どもの生活スタイルも親同様、「夜型」になっていることをうかがわせています。

『子どもの健全育成には外での遊びを通じた多くの人とのかわりが必要』として、外で遊べる環境づくりを進めて行く、との考えを県は示しています。

本市では、「のびのび講義館」事業や「子どもの居場所づくり」事業などを展開しており、「ボーイスカウト・ガールスカウト」「スポーツ少年団」「子ども囲碁教室」などの民間の活動家による指導が努力されております。

さて、このような現状を踏まえ、市長がどのような今後の展望をもたれておりますかおうかがいいたします。また、こうした民間の活動家との連絡・協調をどのようにかかっているかをお聞きいたします。

### 答

近年わが国では、家庭・学校・地域で子供達が集団で過ごす時間、機会が極端に少なくなっており、たとえ仲間と一緒に遊んでいても、していることは一人ひとり別といった状況にあるといわれています。

これでは、現代の共同体社会に住む人間に求められる素養、すなわち他人を思いやる心、困っている時はお互いに助け合う心、一つのことを皆で力を出し合って成し遂げる心を育てることは困難であり、その解決のためには、私たち大人が放課後や週末、また、長期休暇などに子供たちが集団で様々な体験をする機会を積極的に用意することが必要であります。

このような中、平成十三年度にスタートした本市独自の取り組みであります「のびのび興譲館」では、現在九つの塾で子どもたちに自然体験や生活体験など体験活動の機会を提供し、単なる技能や知識の習得にとどまらず、自分の頭で考え、集団の中で他の人々と協調し、協力しながら事を成し遂げる力の育成に努めているところであります。

りでは、東桂協働のまちづくり推進会の中に、「桂こども教室」運営委員会を組織し、地域の大人や都留文科大学生の指導のもと、平日の放課後や土曜、日曜日に異年齢間の交流が活発に行われており、そのことを通じ失われがちな地域の教育力の再生にも大きく貢献しているところであります。

今後は、各地区に設立されております協働のまちづくり推進会と連携を図り、子どもたちの自己啓発やボランティア活動、地域社会づくりへの参加などを全市的な規模で発展させていきたいと考えております。

また、文部科学省は平成十八年度から、子どものコミュニケーション能力の向上を目的に小学生のグループが体験活動を展開する「異年齢・異学年交流推進事業」をスタートさせる方針を示しており、今後、子ども協育連絡協議会において論議を深め、新たな取り組みとして検討してまいります。

また、市内で青少年健全育成のために活躍しているガールスカウトやボーイスカウト、スポーツ少年団など

の民間の活動家との連絡・協調につきましては、青少年育成都留市民会議を中核として各種団体間と連携を深め、情報を交換し、体験活動を通して本市全体の教育力のレベルアップを図ってまいりたいと考えております。

今後とも未来を担う子供たちが人間として当然備えなければならぬ、先人から伝えられた膨大な量の知識や多くの人に支えられ、お互いに助け合いながら生きていく上で求められる徳目、そし



て全ての基礎となる体力をバランスよく身につけられるよう、家庭・学校・地域がそれぞれの教育力を高め、連携協働しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## 杉本光男議員 ▼都留観光政策におけるブランド戦略について

### 都留観光政策におけるブランド戦略について

**問** 本県では観光立県構想に基づき、東京隣接地、地域の自然、歴史、文化等の資源を活用した付加価値の高い体験型・滞在型観光の推進拡大を図っております。

見えない取引と云われる観光現象は、地域社会を読み解く鍵であり、地域の生きがい、経済活性化に結びついた重要政策に位置づけられており、各分野から多面的なアプローチがなされてお

す。

今日では、物に限らず観光などのサービス分野や地域イメージを含めて地域そのものとのブランド化を目指す動きが活発化しております。需要を喚起し地域経済活性化を図るためには地域ブランド戦略が必要であり、さまざまな取り組みがなされております。

地域資源が互いに関連したブランド化、これを束ねる「地域ブランド」を確立するためには、各自治体がそれぞれの役割と

独自色を出し合っております。

当市では、これまで「学習体験都市ツル」構想のもと、「戸沢の森なごみの里」を始めとするテーマ毎の拠点エリアを創造し、地域の文化活動を促し、協働の町づくりの成果へと道筋を示し、地域ブランド化を進めてきたものと考えます。

一、まず、「住んで良し、訪れて良し」の観光コンセプトですが、当市には潜在ブランドがあると思います。

歴史風土や文化の観光資源はもとより、文化活動の盛んな当市の特性をこれまで以上にプロモートし、住民としての誇りと地域知名度の向上を図る方法を考えたらと思えます。この点について、どうお考えでしょうか。

二、次に、市長説明にありましたように、本年七月の都留文科大オーブンキャンパスには、全国規模での出前講座の実施等により過去最多の参加を記録したとのことですが、これはインターナルブランディングであるブランドに対する理解と意識があつてこそ発揮されたものと考えております。

このようなブランド戦略

を、今後、観光政策の中にもどのように導入していくのかがいいと思います。

三、次に、二〇〇七年より定年退職を迎える団塊の世代は、百万人とも百二十万人とも云われております。グリーンツーリズム、エコツーリズムの取り組みによる人材誘致も含め得て、都市間交流による地域活性化策は、どのようなプランをお考えかおうかがいたします。

四、最後に、今全国で創意工夫のある多彩な森林再生事業が展開されております。

森林の多面的機能を活用した地域活性化策として、森林の癒し効果で町づくりを目指そうと注目されているそうです。

林野庁では、産・官・学連携による森林セラピー（森林療法）研究会を設立、実践に向けて各方面への働きかけをしております。

本県でも、来年度実施の体制を整え中ですが、本市ではどのような取り組みを検討しているか、おうかがいしたい。

本市の恵まれた森林環境を活用し、健康やリハビリテーションに役立てる森林

療法は、資源活用にもっとも適していると考えます。森林内への滞在型保養地の設置、カウンセリングなど、各分野との関連で森林再生と新たな産業を生み出す可能性が充分あります。

また、都留文科大の「環境コミュニケーション創造専攻」学科との連携も重要なものと考えます。



まず、第一点目の「知名度向上のプロモート」についてであります。近年、観光に対する国民ニーズが多様化したことに伴い、これまで、主流であった団体での「観る旅行」が減少し、知人や友人、家族など、少数で「体験学習する旅行」が増加して来ております。

こうした中、豊かな自然や景観、輝かしい歴史・文化、特色あるイベント・祭りなどの地域資源を最大限に活用し、そこに住む人々が愛着や誇りの持てる地域を実現すると共に、ホスピタリティ溢れる心の通い合う地域を創造し、来訪者に満足していただける交流が図られる「住んでよし・訪れてよし」のまちづくりが求められております。

そのため本市におきまし

では、地域に根ざし地域らしさを追求したテーマパークを目指し、「戸沢の森・和みの里」「宝の山・ふれあいの里」「都の杜・育みの里」「谷の町・史の里」「鹿留の原・花暦の里」「大の原・技研の里」「開の地・木もれ日の里」「盛の郷・癒しの里」の八つの拠点エリアを設定し、参加・学習・体験・交流をキーワードとした「参加・学習・体験都市つる」を、観光政策のコンセプトと位置づけ、ソフト・ハード両面にわたる環境を整備し、さらなる地域ブランドの確立とプロモートに努めてまいります。

次に第二点目の「インターナショナルブランド」によるブランド戦略の導入についてであります。この規模の都市では、全国唯一と言える市立の都留文科大学を擁し、保育園・幼稚園から大学・大学院まで、すべての教育機関が整うと共に、文化施設や体育施設などの教育インフラが充実し、多くの学生が集い、学問や文化・芸術が融合した知的風土を醸す、学園のまちとしてのアイデンティティを組織内部に浸透させながら「教育首都つる」というブランドの確立

に、努めてまいりたいと考えております。

また、大学を中心とした「都の杜・育みの里」の総合的な、さらなる発展を図るため、ジアック（財団法人広域関東圏産業活性化センター）の助成を受け、戸沼幸市、元「日本都市計画学会」会長を委員長とする「教育首都つる」の振興計画を策定する委員会を七月に設置し、現在、大学当局や地元住民の参加をいただき、調査・検討を進めており、この計画を基に「参加・学習・体験都市つる」のシンボルとなる地域づくりに取り組んでまいりたい

と考えております。

第四点目の「森林再生事業としての森林セラピー事業への取組み」についてであります。これは近年の林業振興政策の中で、異業種連携施策として注目を集めている事業であると認識いたしております。

第三点目の「都市間交流による地域活性化策」については、議員ご指摘のとおり、団塊の世代の大量退職時代を間近にして、多くの市町村が都市間交流による地域活性化に取り組み始めております。

本市においては、「参加・学習・体験都市つる」構想を推進する中、東京近郊圏域に位置する本市の地理的な強みを最大限に生かし、これらの世代の人材誘致や定住促進に向けた、取り組みを強化してまいりたいと考えております。

述の八つの拠点エリアの内、森林を活用した取り組みが特に有効な地域について、地域住民と十分な協議を重ねる中で、積極的に検討してまいります。

都留文科大学の社会学科再編における「環境・コミュニケーション創造専攻」との連携につきましては、大学当局と十分協議する中で検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

**小林義孝議員**  
▼指定管理者制度導入施設について  
▼防災計画の活用と具体化について  
▼あるべき構造改革の姿について

**指定管理者制度導入施設について**

**問** 市長は行政改革推進の立場から指定管理者制度の各種施設への導入に前向きであります。私はこれを全面的に否定するものではありませんが、民間業者と公の仕事というものは自ずから住み分けの必要な分野があると思えます。とりわけ、市民の生活に直接関わる行政の仕事、これは経費については度外視しても、直接行政が責任を持って運営することが必要です。いうまでもなく、民間業者は利益抜きの仕事はしません。利益が最大の課題です。民間で運営する場合、経費や補助金仕組みが変わらなければ、必然的に労働者の待遇の引き下げによって業者の利益が図られます。民間でできるからといって、行政がいろいろな分野から撤退したら、それは行政の空洞化をもたらし、サービスの低下につながる危険があります。

さて、市が明らかにした「引き続き検討する施設」とした中には、学校給食施設や市営住宅、さらに図書館や病

院まで含まれています。こうした施設は、それぞれの設置目的を根拠法令などに基つき厳密に検討するならば、市が直接運営することが望ましいと思います。より慎重な検討を求め、市長の見解を問うものです。



本制度は、平成十五年九月、地方自治法の一部改正により、民間の活力やノウハウの活用による利用者サービスの向上及び経費の節減などを目的に導入されたものであり、従来、公の施設の管理運営は、公共性の観点により、公共団体、公共的団体、公共団体の出資法人に限られておりましたが、株式会社やNPO法人など民間事業者等を含め議会の議決により、地方公共団体が指定するものに任せることが可能になり、このことにより公の施設の管理運営が、柔軟に行えるようになりました。

本市では、平成十六年四月に、公の施設の管理を行なわせる指定管理者の指定の手續きに関し、必要な事項を定めるため、「都留市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」を施行し、同条例に基づき、都留市グリーンロッジ、都留市宝緑地

広場コテージ、戸沢の森和みの里コテージに指定管理者制度を導入いたしました。さらに、本年六月には、「都留市指定管理者制度導入にかかわる指針」を策定し、本市で所有しているすべての公の施設について、施設ごとに、行政としての関与の必要性、存続すべきか廃止すべきか、また、存続する場合に管理主体をどうするかなどについて、民間事業者等を指定管理者とする場合との比較等も含めて検証を行い、七月には庁内ヒアリングを実施するなど、全庁的に検討を重ねてまいりました。

その検討結果に基づき、去る八月五日に、外部の委員で構成する「都留市行政改革推進委員会」を設置し、同委員会で審議をいただき、百二十九の公の施設の内、すでに移行済み施設四を除く百二十五施設について、平成十八年九月までに指定管理者制度に移行する施設十八、引き続き検討し、条件が整い次第に指定管理者制度に移行する施設八十五、廃止する施設八、指定管理者制度を導入しない施設十四とする方針を決定したところであります。

これらの内、「引き続き検討する施設」といたしましたのは、施設や受け入れ先などの条件が整っていない施設、独立地方行政法人等の指定管理制度以外の管理方法の検討が必要な施設、個別法との整合性などの検討が必要とされる施設などであります。

これらにつきましても、引き続き、民間の活力やノウハウを活用し、利用者サービスの向上や経費の節減などより、効率的で効果的な管理運営が可能かどうか、調査・検討してまいりたいと考えております。

今後とも、審査過程の公平性や透明性を確保し、市民に対する説明責任を十分に果たしつつ、市民の目線に立った市民サービスの向上と経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

今後は、審査過程の公平性や透明性を確保し、市民に対する説明責任を十分に果たしつつ、市民の目線に立った市民サービスの向上と経費の削減に努めてまいりたいと考えております。



(うぐいすホール)

市は今年のカレンダーのテーマに防災を選びました。その後、このカレンダーは他の自治体の関心を呼び、私にも問い合わせがありました。一方、改訂のため遅れていた平成十六年度版の「都留市地域防災計画」も三月に発行されました。私は、この二つの資料を見て、より実践的な防災体制にするために気がついたことを述べ、検討を求めたものであります。

自主防災会を選び、順に広げていくというような取り組みが必要ではないかと思えます。その具体化を求めます。次に「地域防災計画」もふれていますが、自主防災会が主体になった地域防災マップづくりが大切かと思いません。それは危険箇所、危険施設の周知ということもですが、むしろお年寄りや乳児など災害弱者の分布の掌握です。プライバシーの問題もありますが、地域でよく話し合うことによってより身近な防災マップができるものと思います。また、この話し合いは地域のコミュニケーションに貢献するのではないのでしょうか。つぎに市による防災グッズの斡旋についてです。たとえば防災計画では、「最低必要飲料水三分(一人一日三リットル)を常時貯水するよう心がけること」と書いています。しかし、こうしたことも個人の努力、心がけに任せたいのではないのか。体が伴わないのではないのでしょうか。市が防災グッズの展示、販売斡旋することなどを通じて、市民の意識の高揚を図ることを提案したいと

### 防災計画の活用と 具体化について



思います。

この質問の最後に避難所についての検討を求めたいと思います。多くの人が指摘するのは避難所までの距離が遠いという問題です。計画では集合地、避難地、広域避難地と段階を設けていますが、一般的に避難地として示されるのは学校などで、そこまでが遠いと感じます。もう少し近いところに「計画」が具体的に示すべきではないでしょうか。

細かいことになりましたが避難所の運営についても「自治組織発足の支援」をするのとされていますが、日常的に或る程度の組織の目安をつくっておかなければ、おそらく混乱と疲労の極みにある避難所生活の中で自治組織をつくるのは困難ではないでしょうか。

避難所の問題では地図で見ると禾生第二小学校は危険箇所と近接しています。避難所として適当ではないのではないのでしょうか。検討を求めます。



地震などの大規模災害時には、被災者に対する行政やライフライン各社の早急な対応はもちろんの

こと、家屋の倒壊や火災などから迅速に被災者を救う「共助」の精神による地域の人々の連携と防災力の向上が最も重要であり、自主防災会が、平素、災害に対する研修や訓練を反復して行うことは、災害時に大きな力を発揮するものと考えております。

このため本市では、毎年六月と九月に自主防災会へ防災訓練実施の要請を行うと共に、訓練計画を提出していただき、地域の防災体制の確立に努めているところであります。

このような中で、禾生地域協働のまちづくり推進会においては、昨年度より防災事業に取り組みしており、本年度は各自自主防災会における防災マップの作成を行うと共に、地震時に特に必要とされる家具の転倒防止等を、組織全体で進めることなどが協議されており、防災に対する取り組みが本格化しております。

「地域防災リーダー」を育成していくと共に、積極的に協働のまちづくり事業を支援し、地域における防災対策を充実してまいりたいと考えております。

次に、「災害時要援護者の掌握について」であります。災害時要援護者につきましては、県の作成したマニュアルに基づき社会福祉協議会と連携し「助け合いネットワーク会議」において支援に関する協議を進めておりますが、各自自主防災会において、そのための防災マップを作成する際には、個人情報取り扱い扱いという問題があることから、いまだ詳細で完成度の高いものは作成されておりません。

今後、災害対策への理解と協力、また扶助の精神による地域の話し合いが十分に行われ、対象者の把握がされることを期待するものであります。

次に、「防災グッズについて」であります。防災グッズの展示と斡旋につきましては、昨年度、市制五十周年記念式典と同時に開催いたしました防災フェアにおいて、防災グッズが掲載されたパンフレットを配布して

啓蒙活動を行ったところでありあります。

また、防災意識の高揚と防災対策の強化を図るため、様々な情報を掲載した「防災カレンダー」に、イラストで防災グッズを紹介すると共に、防災に関するふれあい講座においてパンフレットなどでその種類や機能などを周知しているところであります。

今後も様々な機会をとらえ、市民の皆様へ情報の提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、「避難場所について」であります。本市の地域防災計画では市内十六箇所を指定避難場所としており、指定避難場所には災害の規模に応じ職員の配備計画が定められ、さらに防災倉庫が設置されております。

また、災害対策本部との連絡体制としてアンサーバック機能を搭載した防災無線を避難場所の近くに整備するなど、指定避難場所には、災害時に最低限必要な機能が集積されております。

このことから避難が必要とな発災があった場合、各避難場所を拡大することは困難であります。議員ご指摘の

集合地につきましては、現在、防災訓練の地区説明会やふれあい講座等を通じ、各自自主防災会に場所の選定をお願いしているところであります。

今後それらを取りまとめ地域防災計画へ掲載してまいりたいと考えております。

次に「禾生第二小学校について」であります。

禾生第二小学校は、急傾斜地崩壊危険箇所と近接してありますが、すでにこの箇所の法面、護岸には工事が実施されており安全性が確保されていているものと考えております。

今後も、協働のまちづくり推進会や、各自自主防災会等からのご意見や関係機関の協力をいただき、地域の実情に沿った防災計画の充実を図ってまいりたいと考えております。



### あるべき構造改革の姿について

市長の所信表明を聞いて、市長は構造改革とは小泉改革のことと思われるようなので、その認識を質したいと思います。

小泉改革の掲げた「聖域なき構造改革」大企業と大金持ちの負担増、軍事費とムダ

な公共事業の削減に手をつけないなど、これまで同様、しつかり聖域を残した「改革」であり、とても「聖域なき」などといったものではありません。国の借金も、こうした聖域に手をつけないために減らすどころか増え続けています。もし、国債残高を減らすことを目的の一つにあげていたとするなら、小泉改革なるものはすでに四年を経て破綻したといつていいでしょう。現実を見れば大銀行や大企業の儲けを保障するためにどれだけ国民の負担を増やすか、それを構造改革という言葉で飾ったに過ぎないのが小泉改革の実態だということが明らかになっていきます。

まず大企業の利益でみると小泉内閣が誕生した〇一年に十兆円だった利益は昨年度、二十七兆円へ大幅に伸び、大企業の三分の一が過去最高の経常利益を上げています。しかも余剰資金（金融資産残高）は〇四年の一年間で十六・二兆円も膨らみ、八十二兆円の金余り状態です。（「エコノミスト」〇五年三月二十九日号）一方で国民生活の方はといえば、勤労者の月収は減り続けていま

す。四年前にくらべ一人当たり年間約二十七万円の減収、一世帯当たりでみると年間四十万円近く減りました。高度成長の時代との違いは大企業が潤っても、それが中小企業や国民の方に流れてこないということ。それどころか雇用破壊や中小企業切り捨てで国民の所得の減った分が大企業に回っているといえるのが現実ではありませんか。これでは国民の間に景気回復の実感がわかないのは当然です。

そのうえに、いま消費税の税率引き上げとサラリーマン増税を内容とする庶民大増税が計画されています。大企業の税収を八十年代末の二十兆円から十兆円までに軽減し、その穴埋めに庶民増税では政治は何のためにあるかということになりません。日本の大企業の税と社会保障負担はヨーロッパ諸国の五〇八割ときわめて低く、これを負担能力に応じて引き上げれば庶民増税は必要ありません。もともと十年間で六百三十兆円を使うというアメリカとの約束のためにバブル期の二倍にも膨れ上がった公共事業も少し減らしたとはいえ、依然とし

て四十兆円を超える規模で、社会保障費の二倍以上です。ヨーロッパ諸国では社会保障費が行政支出の最大の比重を占めることは常識です。この公共事業のムダな部分を削ること、五兆円にも上る軍事費を削ること、こうしたところに手をつけてこそ本当の改革ではないでしょうか。

いま、小泉首相は郵政民営化が改革の本丸だと呼号していますが、ここには国民の要求ではなく、郵便局を解体し郵貯と簡保合わせて三百四十兆円吐き出させ、これを儲け口にしよという大銀行と保険会社の期待にこたえる最後の大事な、小泉首相の本音があります。郵便局のネットワークを維持し、市民生活を守るために郵政民営化は断固阻止しなければなりません。また、小泉首相は郵政民営化だけを強調していますが、もし、小泉首相の言い分を受け入れれば、そのほかの庶民大増税や憲法を変えることまで白紙委任することになります。

いうまでもありませんが、わが党はすべての分野において明確な政策を掲げています。ぜひ、市長にはすべ

ての政治勢力の政策に目を通していただき、地方にとつても明るい展望が語れるために、本場に「聖域なき改革」を提起しているのはどの勢力か、見極めていただきたいと思えます。

市長が引き続き市政を担当する決意を述べたこの機会に、あらためて、あるべき構造改革の姿についての認識をうかがいたいと思えます。



現在、わが国は少子高齢化やグローバル化の進展、また、IT革命や環境問題、さらに経済成長の鈍化等により、人類史的ともいえる劇的な変化の嵐の中にあり、戦後六十年日本の成長を支えてきた仕組みは、その変化に対応できず、社会保障、行財政、税制、産業構造や経済システム、さらに、教育、安全保障、外交等々、あらゆる分野で抜本的な見直しと改革が求められており、そのことは大多数の国民の共通認識となっております。

その一つとして、国、地方合わせ七百七十四兆円にまで拡大してしまつた、公的債務を抱える財政の建て直しを図るためには、民間主導による経済政策に転換すると

共に、地方分権改革や国と地方の行財政改革を一体的に進める三位一体改革を推進することが、必要不可欠であると考えております。

これらの改革は、過度に中央に集中する権限、財源を住民に身近な地方自治体に移すことにより、自己決定と自己責任を理念とした、その地域のニーズに応じた多様で透明性の高い住民サービスを提供できる体制を確立するものであり、国、地方を通じた簡素で効率的・効果的な行財政システムを構築するための、いわば「国民のための行財政改革」であります。

しかしながら政府が推進する三位一体改革について、我々地方六団体が提出した国庫補助負担金改革案などの地方案にしたがつて、改革がなされるべきところでありますが、昨年十一月二十六日の政府・与党合意では多くの課題が先送りされ、地方にとっては不十分な内容となっております。

中でも、税源移譲については、三兆円が決定済みであるにもかかわらず、それに見合う国庫補助負担金改革として二兆四千億円が決定されるに止まっている状況にあ

ります。

また、現状の経済政策では、経済のグローバル化と市場経済化が進むにつれ、大企業と中小企業、大都市経済と地方経済などの「勝ち組」と「負け組」の差が明確になり、さらに、世帯ごとの所得格差を示す「ジニ係数」も拡大を続け、様々な分野で二極化が加速しているのも事実であり、だれにでも挑戦のチャンスが与えられ、努力した人が報われると共に、国民の合意による高さにセーフティネット（安全網）が張られた社会を構築することが、喫緊の課題となっております。

いずれにいたしましても、今多くの国民が抱えている思いは、閉塞感に包まれた、この国の現況を一日も早く打破し、再び将来に向かって夢と希望が持てる国へ再生させてほしい、そのためには多少の痛みに耐える覚悟はできているから、目指すべき国家の理念、目標、ビジョンとそれを実現するための具体的な政策手段を示してほしいという事だと考えており、その努力を各候補者、各政党に期待するものであります。

## 桂川流水利用特別委員会

委員会では、桂川の流水利用等に深く関わっている東京電力より担当職員を招き、桂川の水利権、水力発電の概要、河川環境への対策等について説明を受けたり、委員との間で、活発な質疑応答や議論が行われました。

委員会としては、今後も桂川の水資源の有効的活用や河川環境の改善等に取り組むために、調査研究を行い、対策等について継続的に審議していくことが確認されました。



## 都留市農業委員の推薦

七月二十一日（木）の臨時会では、農業委員会等に関する法律に基づき、議会推薦の都留市農業委員の推薦が行われました。

議会推薦の農業委員の任期満了に伴い、新たに推薦した者。

- ・近藤 明忠氏
- ・小俣 武氏

都留市古川渡八三九番地一

都留市下谷三丁目六番二十三号

## 都留市議会会派

平成十七年十月一日現在の会派構成議員は次のとおりです。

### ビジョン21

- 代表 熊坂栄太郎議員  
国田 正己議員  
武藤 朝雄議員

### 都フォーラム

- 代表 谷内 秀春議員  
郷田 至議員  
小倉 康生議員  
小俣 義之議員  
奥秋くに子議員  
藤江 厚夫議員  
梶原 清議員  
堀口 良昭議員

### 新都会

- 代表 内藤 季行議員  
杉本 光男議員  
杉山 肇議員

### 山翠会

- 代表 上杉 実議員  
米山 博光議員  
小俣 武議員

### 日本共産党

- 小林 義孝議員

### 公明党

- 谷垣 喜一議員

### 無所属

- 近藤 明忠議員  
小林 歳男議員  
水岸富美男議員

# 議会日誌

## 七月

12日(火) ○桂川流水利用

特別委員会

21日(木) ○議会運営委員会

○代表者会議

○全員協議会

○七月臨時会

27日(水) ○全国市議会議長会

第123回産業経済委員会

(千代田区)

2日(金) ○本会議 開会

## 八月

12日(金) ○山梨県市議会議長会

市議会議員合同研修会

(山梨市)

○代表者会議

31日(火) ○議会運営委員会

○代表者会議

○全員協議会

15日(木) ○決算特別委員会

16日(金) ○決算特別委員会

21日(水) ○本会議 閉会



次回の定例会は、**十二月**

に開会予定です。

お問い合わせは、議会事務

事務局まで

電話 四三一一一一

内線 (三〇〇・三〇一)

## 九月

6日(火) ○山梨県市町村

自治センター議定会定例会

8日(木) ○本会議 一般質問

(甲府市)

12日(月) ○総務常任委員会

○社会常任委員会

13日(火) ○経済建設常任委員会

14日(水) ○決算特別委員会

15日(木) ○決算特別委員会

21日(水) ○本会議 閉会

○全員協議会

請願や陳情は、

早めに準備

請願や陳情を提出する際は

次のことにご注意ください。

○請願書には必ず紹介議員の署名

または記名押印が必要です。

陳情書の場合は不要です。

○請願・陳情者は、住所・氏名を

必ず記載し、捺印してください。

(連署名も同じ)

○内容が、たとえば教育関係と道

路関係が一緒のもの、福祉関係と

税務関係が一緒のものなどについ

ては、別の委員会で扱いますので、

なるべく別々に分けてお出しくだ

さい。

○提出日は、特に定めてありませ

んの、いつでも差し支えありま

せんが、定例会(三月、六月、九

月及び十二月) 招集日の四日前の

午後五時までに提出されると、そ

の会期内に審議されます。それ以

降は次の議会で審議されることに

なりますのでご注意ください。



政治家の寄付は禁止

有権者の寄付要求も禁止

### 1 政治家の寄付禁止

政治家(候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者)は、選挙区内にある者に対して寄付をすると処罰されます。



### 2 政治家に対する寄付の勧誘・要求の禁止

有権者が、威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄付を求めると処罰されます。



### 3 後援団体の寄付の禁止

後援団体が選挙区内にある者に対して花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。



### 4 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して年賀状等のあいさつ状(答礼のための自筆によるものは除く)を出すことが禁じられています。



### 5 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援会が、選挙区内にある者に対して、有料のあいさつ広告を出す処罰されます。



### 6 公民権の停止

1、2、3および5によって処罰されると、公民権停止の対象となります。

